

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○国土調査の成果の認証(二件) (地域復興支援課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定相談支援事業者の指定 (同)	二
○保安林の指定の解除の予定 (森林整備課)	二
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地課)	二
○海岸保全区域の指定 (河川課)	三
○廃川敷地等の発生 (同)	四
○市街地再開発事業の規準及び事業計画変更の認可 (都市計画課)	四
○土地改良事業計画の認可 (北部地方振興事務所)	四
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件) (警察本部会計課)	五

告 示

○宮城県告示第五十六号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。

平成二十七年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 調査を行った者の名称
川崎町
- 調査を行った時期
平成二十一年度から平成二十二年度まで
- 成果の名称
柴田郡川崎町の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
川崎町大字川内字柳生川等6単位区域
- 認証年月日
平成二十七年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五十七号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。
平成二十七年一月二十日

- 調査を行った者の名称
川崎町
- 調査を行った時期
平成二十二年度から平成二十四年度まで
- 成果の名称
柴田郡川崎町の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
川崎町大字川内字朴木山等一部2単位区域
- 認証年月日
平成二十七年一月十四日

○宮城県告示第五十八号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)第

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一三六〇〇一四九	事業所の名称及び所在地	セントケア南三陸本吉郡南三陸町戸倉字町四十四番地三	指定障害福祉サービスの種類	1ピブスの種類	設置者名	セントケア宮城株式会社	指定年月日	平成二十七年一月一日
-------	------------	-------------	---------------------------	---------------	---------	------	-------------	-------	------------

○宮城県告示第五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇五〇〇二二九	事業所の名称及び所在地	セントケアけせんぬまま仙沼市田中前四丁目四番地八	指定障害福祉サービスの種類	1ピブスの種類	設置者名	セントケア宮城株式会社	廃止年月日	平成二十六年十二月三十一日
-------	------------	-------------	--------------------------	---------------	---------	------	-------------	-------	---------------

○宮城県告示第六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により告示する。

平成二十七年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四三二四〇〇二八二	事業所の名称及び所在地	医療法人社団健育会ひまわりデイサービスセンター東松島市赤井字八反谷地百番五	指定一般相談支援の種類	地域移行支援 地域定着支援	設置者名	医療法人社団健育会	指定年月日	平成二十七年一月一日
-------	------------	-------------	---------------------------------------	-------------	------------------	------	-----------	-------	------------

○宮城県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
東松島市大曲字上納前一四一の三、一四二の一・一四四の三（以上二筆について次の図に示す部に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 大崎市
- 二 事業の種類 大崎市民病院駐車場敷地保全事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 大崎市古川穂波三丁目地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。
 - 1 第一号要件 大崎市民病院駐車場敷地保全事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体（大崎市）が設置する病院に関するものであり、法第三条第二十四号に該当する。したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。
 - 2 第二号要件 本件事業の起業者である大崎市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断される。

3 第三号要件

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、大崎市民病院を大崎市の総合計画に基づく県北の拠点病院と位置付け、「充実した地域医療体制の整備」を図ることを掲げ、高度で良質な医療を提供すべく病院事業を展開しており、地域住民に広く利用されている大崎市民病院の駐車場敷地を保全する事業である。

仮に駐車場敷地が利用できなくなれば、地域住民の利便性が損なわれ、医療サービスの提供に支障をきたすだけでなく、医療従事者の勤務体制の確保が困難となり、県北の拠点病院として、高度で良質な医療の提供にも支障をきたすこととなる。

本件事業の施行により、地域住民の利便性が損なわれることを未然に防止できるとともに、医療従事者の勤務体制の確保を図ることで、医療サービスの提供が継続して行われ、県北の拠点病院として、地域医療体制の充実に引き続き寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、既設の駐車場敷地を保全するための事業であり、新たな駐車場の建設のための工事等は行われない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。

(三) 事業計画の合理性について

本件事業は、既設の駐車場敷地を保全するための事業であり、既設の駐車場を利用し、新たな駐車場の建設を必要としない本件事業の事業計画は、土地利用上の新たな制約が生じないことなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の事業計画は合理的であると判断される。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されるため、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3 (一)で述べたとおり、大崎市民病院の駐車場敷地は、地域住民に対する医療サービスの提供を継続して行うこと及び医療従事者の勤務体制を確保するために必要不可欠な施設であり、その機能を存続させる必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

大崎市民病院(病院経営管理部病院建設課)

○宮城県告示第六十三号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県東部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称				指定区域
大分類	中分類	小分類	小小分類	
宮城県 仙台台湾 沿岸	鳴瀬海岸	大塚地区 海岸	大東地区 先海岸	基点A点 東松島市大塚字大東一三二番地先の北緯三八度二二分 三秒八分四四秒五東経一四一度〇七分五八秒五五二二の地 点 基点B点 同市大塚字大東三六番一地先の北緯三八度二二分二九 秒一六分七九秒東経一四一度〇八分〇五秒六二〇七の地点 補助点 一、北緯三八度二二分三三秒八分四四秒五東経一四一 度〇七分五八秒五五二二の地点 二、北緯三八度二二分三三秒八分四四秒五東経一四一 度〇七分五八秒五五二二の地点 三、北緯三八度二二分三三秒八分四四秒五東経一四一 度〇七分五八秒五五二二の地点 四、北緯三八度二二分三三秒八分四四秒五東経一四一 度〇七分五八秒五五二二の地点 五、北緯三八度二二分三三秒八分四四秒五東経一四一 度〇七分五八秒五五二二の地点 六、北緯三八度二二分三三秒八分四四秒五東経一四一 度〇七分五八秒五五二二の地点 七、北緯三八度二二分三三秒八分四四秒五東経一四一 度〇七分五八秒五五二二の地点 八、北緯三八度二二分三三秒八分四四秒五東経一四一 度〇七分五八秒五五二二の地点 九、北緯三八度二二分三三秒八分四四秒五東経一四一 度〇七分五八秒五五二二の地点 十、北緯三八度二二分三三秒八分四四秒五東経一四一 度〇七分五八秒五五二二の地点

公 告

所長 宮 崎 博、之

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年一月二十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
柴田郡柴田町北船岡二丁目四番百十五、四番百十三、四番百二十六、四番百五十二の各一部（第二一工区）
柴田町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 交通信号機制御機等保守点検業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県内一円

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三五）へ平成二十七年二月十二日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三二）

- 2 入札説明書等の交付期限

平成二十七年一月二十八日（水）午後五時まで

- 3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年二月十二日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十七年三月四日（水）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

- 5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年三月五日（木）午前十一時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎五階五〇一会議室

- 四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

- 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三条及び第一百四十五条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の委託料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 4, 2015, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Service of traffic signal control units maintenance - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 501 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 5, 2015, 11 : 00 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 一 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県警察交通管制センターほか端末設置箇所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中のでないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び

び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一―三三三五）へ平成二十七年二月十二日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付期限
 宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二一二二一―七七一、内線二二三二）
 平成二十七年一月二十八日（水）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年二月十二日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に

において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十七年三月四日（水）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十七年三月五日（木）午前十時
 - (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎五階五〇一会議室
- 四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
 - 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の委託料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度

以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 4, 2015, 5 : 00 p.m.
- 2 Item/Service Required : Service of traffic control system maintenance - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 501 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 5, 2015, 10 : 00 am.
- 4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232